

令和6年第1回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和6年2月21日

午後1時55分開会

令和6年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和6年2月21日(水)
- 2 招集場所 久留米広域消防本部 4階 屋内訓練室
(久留米市東櫛原町999番地1)

3 出席議員 (18名)

1番	吉富	巧	君
2番	秋永	峰子	君
3番	塚本	弘道	君
4番	後藤	敬介	君
5番	石井	秀夫	君
6番	石井	俊一	君
7番	佐藤	晶二	君
8番	遠藤	博昭	君
9番	古賀	寿典	君
10番	井上	勝彦	君
11番	新原	善信	君
12番	田中	雅光	君
13番	江藤	芳光	君
14番	組坂	公明	君
15番	高橋	直也	君
16番	野瀬	繁隆	君
17番	古賀	知文	君
18番	益田	隆一	君

4 欠席議員 (0名)

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	原口	新五	君
副組合長	倉重	良一	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	高木	典雄	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	広松	栄治	君
会計管理者	白石	浩之	君

【事務局】

事務局理事	衛本みどり	君
事務局長(兼)事務局次長	久次美和子	君
総務主査	池田 大知	君

【消防本部】

消防長	黒岩 竹直	君
消防次長	服部 辰典	君
久留米消防署長	仲 賢一郎	君
三井消防署長	轟 仁	君
浮羽消防署長	安元 正勝	君
三瀨消防署長	加藤 秀紀	君
大川消防署長	津村 道彦	君
総務担当次長(兼)総務課長	土居 豊彦	君
人事研修課長	長谷 義	君
予防課長	橋本 秀一	君
救急防災課長	村田 康裕	君
救急防災課救急主幹	権藤 明夫	君
情報指令課長	上野 卓慈	君

6 議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 1 号議案 交通事故による損害賠償の専決処分について

日程第 4 第 2 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部
を改正する条例制定の専決処分について

日程第 5 第 3 号議案 久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部
を改正する条例制定の専決処分について

日程第 6 第 4 号議案 交通事故による損害賠償の専決処分について

日程第 7 第 5 号議案 令和 6 年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予
算

- 日程第 8 第 6 号議案 令和 6 年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計予算
- 日程第 9 第 7 号議案 令和 6 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計予算
- 日程第 10 第 8 号議案 財産（大型水槽自動車）の取得について
- 日程第 11 第 9 号議案 久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 第 10 号議案 久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
- 日程第 13 第 11 号議案 久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 14 会議録署名議員の指名

＝午後 1 時 5 5 分開会＝

◎ 開 会

○議長（吉富巧君） それでは、少し早いですが、みなさんお揃いですので、只今から、令和 6 年第 1 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

◎ 日程第 1 議席の指定

○議長（吉富巧君） これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第 1、「議席の指定」を行います。

昨年 10 月の大刀洗町議会において、組合議員の改選が行われております。

よって、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議席を指定いたします。

高橋 直也 議員を 15 番に、

野瀬 繁隆 議員を 16 番に指定いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定について

○議長（吉富巧君） 次に、日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

◎ 日程第 3 第 1 号議案

○議長（吉富巧君） 次に、日程第 3、第 1 号議案「交通事故による損害賠償の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君） 皆様、こんにちは。

当組合長を務めております、原口でございます。

大変、お足元の悪い中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、ここに令和 6 年第 1 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、大変、ご多忙の中にお集まりいただき、ありがとうございます。

また、日頃から当組合に対しまして、行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、心から御礼を申し上げたいと思えます。

只今、吉富議長からもお話がありましたとおり、この度、10 月の大刀洗町議会において組合議員に選出されました高橋直也議員、野瀬繁隆議員におかれましては、本圏域発展のため、今後ともご尽力をよろしくお願いいたします。

ここで、皆様ご承知のことではございますが、本年 1 月に大刀洗町の中山町長が 2 期目のご当選をなされております、心よりお祝い申し上げます。

また、よろしくお願い申し上げます。

本日は、事前にお配りしております議案に加えまして、監査委員、公平委員会委員の選任議案を提出させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第1号議案、交通事故による損害賠償の専決処分について、提案理由を申し上げます。

本件は、令和5年7月7日、筑後市において、公務により走行中の普通乗用車が交差点に進入した際、右方向から走行してきた相手方の原動機付自転車が衝突を避け、驚愕転倒したものでございます。

和解内容といたしましては、被害者に対する損害賠償金のうち、人的損害として治療費及び慰謝料など 21万7,050円、物的損害として修繕料 6万7,029円を支払うものでございます。

本件につきましては、交通事故による損害賠償額の決定及び和解について緊急を要したため、専決処分いたしております。

何卒、ご審議のうえ、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第1号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、承認されました。

◎ 日程第4 第2号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第4、第2号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第2号議案、久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について、提案理由を申し上げます。

本件は、令和5年の人事院勧告等を踏まえた職員の給与の改定を行うに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

何卒、よろしく願いいたします。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第2号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、承認されました。

◎ 日程第5 第3号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第5、第3号議案「久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第3号議案、久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の専決処分について、提案理由を申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしております。

どうぞ、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第3号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、承認されました。

◎ 日程第6 第4号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第6、第4号議案「交通事故による損害賠償の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第4号議案、交通事故による損害賠償の専決処分について、提案理由を申し上げたいと思います。

本件は、令和5年11月25日、うきは市において、公務により走行中の水槽付き消防ポンプ自動車が進路変更を右折しようとした際、飲食店の軒先に接触し破損させたものでございます。

和解内容といたしましては、被害者に対する損害賠償金として修繕料 8万2,500円を支払うものでございます。

本件につきましては、交通事故による損害賠償額の決定及び和解について緊急を要したため、専決処分いたしましたものであります。

よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第4号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、承認されました。

◎ 日程第7 第5号議案

◎ 日程第8 第6号議案

◎ 日程第9 第7号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第7、第5号議案「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予算」から、日程第9、第7号議案「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計予算」までの3件は、いずれも当組合の新年度予算でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第5号議案から第7号議案までの提案理由を申し上げたいと思います。

まず、第5号議案の令和6年度一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして6.7パーセント増の2,400万2千円を計上いたしております。

次に、第6号議案の令和6年度小児救急医療支援事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして0.2パーセント減の3,434万3千円を計上いたしております。

次に、第7号議案の令和6年度広域消防特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして2.7パーセント減の52億3,000万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきますので、何卒、ご賛同の程をお願い申し上げます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明が終わりました。

それでは、これより担当者からの説明を求めます。

○事務局長（久次美和子君）議長。

○議長（吉富巧君）久次事務局長。

○事務局長（久次美和子君）事務局の久次でございます。よろしくお願いたします。

それでは、令和6年度各会計予算について、ご説明申し上げます。

私からは、事務局が所管いたします、一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計予算につきまして、予算に関する説明書を用いてご説明いたします。

まず、一般会計予算についてでございます。

予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款1項1目 市町負担金 2,070万円は、事務局の経常的経費に係る構成市町負担金で、内訳は、事務費相当額 450万円、人件費相当額 1,620万円でございます。

5ページをお願いいたします。

3款1項1目 繰越金 330万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目 議会費 191万7千円は、議会運営に係る経費で、18名分の議員報酬がその主なものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常的経費でございます。1項1目 一般管理費は、1,887万6千円を計上しております。

内訳の主なものとして、2節 給料 73万2千円は、正副組合長6名分の給料

でございます。

10節 需用費 65万6千円は、事務用品等の消耗品費 27万1千円、議案書等の印刷製本費 32万2千円が主なものでございます。

11節 役務費 32万9千円は、電話回線使用料等の通信運搬費が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 38万6千円は、公用車リース料が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 1,650万円は、事務局派遣職員2名の派遣元であります久留米市に対する人件費負担金でございます。

9ページをお願いいたします。

2項1目 文書広報費 9万3千円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審査会委員7名分及び情報公開・個人情報保護審議会委員9名分の委員報酬が主なものでございます。

3項1目 公平委員会費 2万5千円は、公平委員会委員3名分の委員報酬が主なものでございます。

4項1目 監査委員費 19万1千円は、監査委員2名分の委員報酬が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。

3款 予備費は、290万円を計上いたしております。

続きまして、小児救急医療支援事業特別会計予算について、ご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目 市町負担金は、2,644万1千円を計上しております。

内訳は、構成市町負担金 2,154万円、近隣市町協力金は、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町、柳川市及びみやま市からの合計490万1千円でございます。

18ページをお願いいたします。

2款1項1目 衛生費県補助金 640万2千円は、福岡県からの当事業に対する救急医療施設運営費補助金でございます。

19ページをお願いいたします。

3款 繰越金 150万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上しております。

次に、歳出でございます。

20ページをお願いいたします。

1款1項1目 小児救急運営費は、事業に要する経費でございまして、1節 報酬 8万8千円は、運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

12節 委託料 25万円は、久留米広域小児救急センター周知のためのポスター及びチラシの作成経費でございます。

18節 負担金・補助及び交付金 3,246万9千円は、小児救急センター運営に係る医師や看護師の人件費等として久留米医師会及び聖マリア病院に対する

補助金並びに小児科医研修事業費として久留米大学に対する補助金として交付するものでございます。

内訳は、久留米医師会 2,050万5千円、聖マリア病院 996万4千円、久留米大学 200万円でございます。

21ページをお願いいたします。

2款 予備費は、150万円を計上いたしております。

私からは以上でございます。

○総務担当次長（土居豊彦君）議長。

○議長（吉富巧君）土居総務担当次長。

○総務担当次長（土居豊彦君）消防本部総務担当次長の土居でございます。

令和6年度広域消防特別会計予算について説明させていただきます。

それでは引き続き、27ページをお願いいたします。

まず、歳入予算です。

1款 分担金及び負担金、1項1目 市町負担金 42億9,088万8千円は、当消防本部を構成する4市2町からの負担金です。

1節 経常経費負担金 39億7,549万2千円の内訳は、人件費や物件費などに係る経常経費分 39億1,267万円と筑後地域消防指令センターの運営経費分 6,282万2千円でございます。

2節 特別負担金 3億1,539万6千円の内訳は、退職手当分 1億28万3千円、地域医療連携事業分 10万6千円、三井消防署新庁舎建設に係る投資的経費事業分 1,423万1千円、公債費分 2億77万6千円でございます。

2目 指令事務負担金 1億3,606万7千円は、筑後地域消防指令センターの運営及び指令システム等機器更新事業分として、当消防本部以外の6消防本部から収入する負担金が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 82万円は、自動販売機、電柱等の設置に関する行政財産使用料です。

2項1目 消防手数料 418万円は、危険物許認可・検査事務手数料が主なものです。

29ページをお願いいたします。

3款 国庫支出金は、女性消防吏員の採用を増やすために取り組む事業の財源として、国の補助金 200万円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

4款 県支出金は、科目存置として1千円を計上しております。

31ページをお願いいたします。

5款 財産収入 1項1目 物品売払収入 550万円は、廃棄車両3台分の売却収入です。

2項 財産運用収入 2万5千円は、広域消防財政調整基金利子です。

32ページをお願いいたします。

6款 繰入金、1項1目 財政調整基金繰入金は、財源調整のため 1億2,00

0万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。

7款 繰越金は、3億8,000万円を計上しております。

34ページをお願いいたします。

8款 諸収入、1項1目 組合預金利子は、1千円を計上いたしております。

2項1目 雑入 2, 281万8千円は、防火管理者講習会受講料 307万円、高速自動車国道救急業務支弁金 108万6千円、自治総合センターコミュニティ助成金 100万円、消防救急無線デジタル化整備事業等への市町村振興協会助成金 1, 735万3千円が主なものでございます。

35ページをお願いいたします。

9款 組合債、1項1目 消防債 2億6, 770万円のうち車両整備事業 9, 130万円は、タンク車1台、高規格救急自動車1台分、庁舎建設事業 7, 170万円は、三井消防署新庁舎建設事業分、施設整備事業 8, 260万円は、非常用発電設備、署活動用携帯無線機等の更新・整備分、共同指令センター整備事業 2, 210万円は、指令システム等の更新事業分でございます。

以上、歳入総額は、52億3,000万円です。

続いて、歳出予算です。

36ページをお願いいたします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事業並びに活動に要する経費で、1節 報酬 2, 371万2千円は、会計年度任用職員12名分が主なものです。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員449名分の人件費が主なものです。

5節 災害補償費 30万円は、会計年度任用職員に係る公務災害補償費です。

7節 報償費 266万7千円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、少年消防クラブ育成に係る資機材購入費が主なものです。

8節 旅費のうち 費用弁償 134万円は、会計年度任用職員の通勤手当、旅費 1, 374万3千円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものです。

9節 交際費 45万円は、消防長、消防署長の公務に要する交際費です。

10節 需用費のうち、消耗品費 8, 406万2千円は、事務用品や消防職員の制服・防火服等の被服、消防・救急・救助活動に使用する消耗品購入費が主なものです。

燃料費 2, 934万7千円は、消防車両の燃料及び庁舎のプロパンガス料金が主なものです。

印刷製本費 354万4千円は、広報紙・久留米広域消防だよりの印刷費、予防・救急業務に係る印刷物作成費が主なものです。

光熱水費 3, 656万円は、消防本部・署所の電気・水道・都市ガス料金です。

修繕料 2, 800万円は、車検や車両修繕、庁舎設備等の修繕料が主なものです。

11節 役務費のうち、通信運搬費 1, 126万4千円は、一般回線、専用線及び携帯電話の通話料のほか、通信指令回線に係る費用が主なものです。

手数料 1, 799万4千円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査、資機材点検等の手数料が主なものです。

保険料 613万3千円は、消防車両の保険料及び消防署所の建物災害共済費が主なものです。

12節 委託料 1億1, 325万3千円は、庁舎清掃や庁舎設備等の保守、職員の健康診断、事務用機器や救急資機材等の保守に係る委託料が主なものです。

13節 使用料及び賃借料 1, 845万8千円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等の事務用機器借上料が主なものです。

15節 原材料費 15万円は、水防訓練等に必要な原材料購入費です。

37ページをお願いいたします。

17節 備品購入費 1, 275万1千円は、消防ホースや潜水器具、救命ボートなどの資機材購入費が主なものです。

18節 負担金・補助及び交付金 3, 032万円は、県消防学校及び消防大学校への入校負担金、救急救命士4名の養成に係る研修負担金が主なものです。

21節 補償・補填及び賠償金は、科目存置として1千円を計上しております。

24節 積立金 2万5千円は、広域消防財政調整基金利子を積み立てるものでございます。

26節 公課費 291万1千円は、車両52台分の自動車重量税が主なものです。

38ページをお願いいたします。

1款1項2目 消防施設費は、消防庁舎や消防車両等の整備に要する経費で、

12節 委託料 720万1千円は、消防本部庁舎の衛生設備改修に要する委託料が主なものです。

14節 工事請負費 1億4, 129万5千円は、三井消防署新庁舎建設並びに南出張所及び西出張所の非常用発電設備改修に係るものでございます。

17節 備品購入費 1億6, 377万2千円は、タンク車1台、高規格救急自動車1台、警防車2台及び事務連絡車2台の購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 263万5千円は、三井消防署新庁舎建設に係る文化財発掘調査負担金です。

39ページをお願いします。

1款1項3目 消防指令センター費は、筑後地域消防指令センターの運営に係る経常経費や指令システム等の更新事業に要する経費で、7節 報償費 6万円は、指令センター員の能力向上研修に係る外来講師の謝金です。

8節 旅費 29万5千円は、他都市の指令システム等更新事例の研究に係る出張旅費が主なものです。

10節 需用費のうち、消耗品費 100万円は、事務等に必要な消耗品です。

燃料費 15万6千円は、消防救急無線の中継基地局に係る燃料費が主なものです。

光熱水費 1, 543万8千円は、庁舎の電気・水道料金のほか、中継基地局の電気料金です。

修繕料 240万円は、庁舎や中継基地局、消防救急デジタル無線等の修繕料で
ございます。

11節 役務費のうち、通信運搬費 2,382万9千円は、通信指令に係る専
用回線のほか、119番通報場所を瞬時に把握するための発信地表示システム利
用料が主なものでございます。

保険料 40万6千円は、庁舎や中継基地局の建物災害共済費です。

12節 委託料 1億7,247万円は、庁舎清掃や庁舎設備の保守、指令シス
テム等の保守並びに更新事業の設計費用が主なものです。

13節 使用料及び賃借料 300万6千円は、庁舎の下水道使用料及びパソコ
ン等事務用機器借上料です。

17節 備品購入費は、科目存置として1千円を計上しております。

18節 負担金・補助及び交付金 172万8千円は、指令システム等の更新事
業に係る久留米市への事務支援負担金が主なものでございます。

41ページをお願いいたします。

2款1項1目 公債費元金 4億6,442万円は、平成25年度から令和4年
度までに発行した組合債に係る元金償還金です。

2目 利子 750万3千円は、平成25年度から令和5年度までに発行した組
合債に係る利子償還金が主なものです。

42ページをお願いします。

3款 予備費は、3,000万円を計上いたしております。

以上、歳出総額52億3,000万円でございます。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計予算の説明を終わらせていた
だきます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○5番（石井秀夫君）はい。

○議長（吉富巧君）5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）5番、久留米市議会の石井秀夫です。

よろしく申し上げます。

質問に入ります前に、本年1月1日、能登半島地震が発生をいたしました。

多くの方がお亡くなりになり、そして、被災をされました。

心からのお悔やみ、そしてお見舞いを申し上げるものでございます。

実は私、1月の末から数日間、現地、能登の方に少しお手伝いに入らせていた
だきました。

道路はうねり、断水で水も出ないという中で生活が続けられて、そして、復旧
の見通しは、まだまだ手につかないという状況の中でありましたが、私が出向き
ましたのは、昨年7月、久留米市の水害の時、神戸からお手伝いに来てくれた
NGOの活動グループが能登に拠点を置いておりましたので、その拠点にお伺い

して、救援物資等の仕分けをお手伝いさせていただきました。

避難所には避難をしないで、自宅で避難をして生活をしていくというお年寄りの方が沢山いらっしゃいましたので、そちらにお伺いをして、救援物資をお届けし、様子をお伺いするという活動をさせていただきました。

なにせ、水がでないものですから、水は必ずお届けなくてはならないという状況でありました。

そういう中で、特に地震の場合は、いつ起こるか分かりませんから、よっぽど普段の備えをしておかなければいけないということを、目の当たりにしてきました。

偶然でございますが、昨日から始まりました、私ども久留米市議会にも、地震への備えということで、予算の提案がなされております。

久留米市で地震が発生した際、避難者が1万1,000人という想定の中で備え、蓄えをして行こうという提案が出されているところです。

そのような中でお尋ねをしていきますが、能登半島の地震が発生し、各地から駆けつけていただいた、広域の緊急援助隊などが道路の事情で先に進めないということで、被災地に到着するのに数日間を要したという報道もありました。

全国、どこでも同じようなことだと思いますが、近年、消防車両の大型化が進んでいると考えます。

私は能登の現場も見て、日頃から考えていることは、救助は時間との闘いだと考えております。

大型車両だけではなく、小回りの利く、機動力のある車両などの備えも日頃から行う必要があるのではと考えておりますので、その点について、私ども久留米広域においてどのようにお考えかお尋ねをします。

○救急防災課長（村田康裕君）議長。

○議長（吉富巧君）村田救急防災課長。

○救急防災課長（村田康裕君）救急防災課長の村田でございます。

石井秀夫議員の質問にお答えいたします。

消防本部における各種消防用車両の配置基準台数につきましては、国が示す消防力の整備指針に基づき、管轄内の人口、中高層建築物及び危険物施設の棟数並びに出動件数など、地域の実情を踏まえ算出し、車両を配置しているところでございます。

各種消防車両の更新につきましては、日本消防検定協会が車両等の運用に係る安全上必要な構造及び機能等を取りまとめた消防用車両の安全基準を踏まえ、車両種別ごとの更新基準を策定し、更新しているところでございます。

また、更新の際には有利な起債を積極的に活用するとともに、機能強化の視点で計画的に配備しております。

その中で、昨年7月10日に田主丸町で発生いたしました土砂災害等を踏まえ、令和6年度に更新予定の警防車2台を、これまでのワゴン車タイプからピックアップトラック型で車高の高い4WD仕様の車両へと機能強化を図り、更新予定としております。

これにより、道路狹隘地域や悪路での走行が可能となり、機動力を活かした災害現場への早い到着、情報収集、資機材搬送などが可能となると考えております。

以上で、石井秀夫議員の質問に対する答弁を終わります。

○5番（石井秀夫君）議長。

○議長（吉富巧君）5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）ありがとうございました。

そのような機動力のある車両を購入いただくということでもありますけれども、少し調べさせていただきまして、国立産業技術総合研究所によりますと、2005年3月の福岡西方沖地震において久留米市は、震度5強の地震が発生しました。

しかし、まだ揺れていない警固断層の南側半分、これにつきましては、全国で114あります主要活断層の中で、もっとも危険であるとされるSランクに属しているということです。

地震の発生率がそれだけ高いと示されています。

そして、その場合、久留米市など筑後川流域におきましては、震度6強も想定がされているということです。

水害、土砂災害、そして地震災害におきましても、やはり小回りの利く、機動力を活かした救助活動、こういうものが求められていると考えます。

四輪駆動で機動力のある2台の車両を購入していただくということですが、その配備、車両の運用をどのように計画をされているのか、今一度お答え下さい。

○救急防災課長（村田康裕君）議長。

○議長（吉富巧君）村田救急防災課長。

○救急防災課長（村田康裕君）石井秀夫議員の2回目の質問にお答えいたします。

配備場所につきましては、昨年の土砂災害を踏まえ、山間部を管轄する浮羽消防署と消防本部に配備することといたしております。他署の警防車につきましては、車両の更新に合わせ、配備車両2台の運用状況の検証、今後の災害発生状況等検討し、最適な車両を導入したいと考えております。

運用方法でございますが、災害現場に出動する人員、車両は限られていますので、大規模災害以外においても、119番通報時に道路狹隘や悪路状況であると判明した場合には車両を乗り換え、また、出動後に現場から要請があった場合には増隊を行い、災害対応することといたします。

また、消防本部に配備する車両につきましては、特殊災害や大規模災害発生時の指揮支援隊やドローン隊の出動車両として活用してまいりたいと考えております。

以上で石井秀夫議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（吉富巧君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○10番（井上勝彦君）議長。

○議長（吉富巧君）10番、井上勝彦議員。

○10番（井上勝彦君）小郡市議会の井上勝彦です。

討論であれば、普通、賛成討論、反対討論となるわけですが、提案というかたちでさせていただきたいと思いますが、第6号議案の小児救急医療支援事業特別会計についてであります。

この目的は、次代を担う子供たちを安心して生み育てることができる環境づくりの一環として行っているということは、しっかりと理解をしております。

その中で、歳入の約8割が各市町の負担金であります。

この市町の負担金ですが、事前に説明を受けたときに指摘をさせていただいたのですが、近隣市町協力金というのがありますが、これが実は全てのところから頂いているわけではないというふうに認識いたしております。

約16%の方が受診をされているが、その町からは協力金を頂けていないという実態がありますので、これにあたっては、事務局はしっかり色々なかたちでアプローチされていますし、当然、監査等でもされていると言われましたので、先方には伝わっていると思いますが、公平な負担という観点、それから8割が市町の負担金ですから、きちんと頂ければ、さらに充実できるのではないかと思いますので、色々なアプローチでご理解をいただいて、ご協力いただけるようにやっていただきたいという提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉富巧君）ご提案として、受け止めさせていただきます。

○議長（吉富巧君）他に討論はございませんか。

○5番（石井秀夫君）はい。

○議長（吉富巧君）5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）5番、久留米市議会の石井です。

先ほど、救助における機動力の部分でお尋ねをさせていただきました。

やっぱり、先ほども申し上げたように、救助というものは時間との闘いだろうと考えています。

一刻も早く現地に赴く、被災者のもとに到着をする、そういう基本的な考え方、そういうものをこれからも訓練を重ねていただいて、磨き上げていただくということで、市民の負託に答えていただくことを重ねてお願いしたい。

大きな期待をしておりますので、新しい四輪駆動の機動力のある車両も、ドローンも新しく入るとのことですので、市民が期待をしておりますので、訓練を重ねて期待に答えて下さい。

お願いします。

以上です。

○議長（吉富巧君）他に討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第5号議案から第7号議案までの各会計予算を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第5号議案から第7号議案までの3件は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 第8号議案

○議長(吉富巧君) 次に、日程第10、第8号議案「財産(大型水槽自動車)の取得について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第8号議案 財産(大型水槽自動車)の取得について、提案理由を申し上げます。

本件は、浮羽消防署に配備をいたしております消防車両の老朽化に伴い、大型水槽自動車1台を取得しようとするものであります。

どうぞ、ご理解とご協力をお願いします。

○議長(吉富巧君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第8号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 第9号議案

○議長(吉富巧君) 次に、日程第11、第9号議案「久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第9号議案 久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、屋外タ

ンク貯蔵所の設置許可等の事務に係る手数料の金額を変更するため条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第9号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 第10号議案

○議長（吉富巧君）次に、日程第12、第10号議案「久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第10号議案 監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本件は、当組合の議会選出の監査委員であります、安丸眞一郎氏の議員任期が、昨年9月30日をもって満了しましたことに伴い、その後任の委員として、高橋直也氏を選任しようとするものでありますが、組合規約の規定により、議会の同意を得るものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉富巧君）提案理由の説明は終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、15番 高橋直也議員の退席を求めます。

（高橋直也議員 退場）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第10号議案を、同意することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案は、同意することに決定いたしました。

それでは、先ほど除斥いたしました高橋直也議員の入場を求めます。

(高橋直也議員 着席)

高橋直也議員に申し上げます。久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任につきましては、採決の結果、これに同意することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

◎ 日程第13 第11号議案

○議長(吉富巧君) 次に、日程第13、第11号議案「久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第11号議案 公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本件は、当組合の公平委員会委員であります 辻多久雄氏の任期が、今年度末をもって満了となりますことから、その後任の委員として、吉住知城氏を選任することについて、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長(吉富巧君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第11号議案を、同意することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第11号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要

するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎ 日程第14 会議録署名議員の指名について

○議長（吉富巧君）次に、日程第14、「会議録署名議員の指名」を行います。

3番、塚本 弘道 議員、8番、遠藤 博昭 議員を指名いたします。

◎ 閉 会

○議長（吉富巧君）以上で、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和6年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

＝午後2時45分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員